令和元年度第11回安塚区地域協議会次第

日時:令和2年2月25日(火)午後7時

場所:安塚区総合事務所3階301会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 協議
 - (1) 自主的審議事項「地域活動における人員不足について」 資料 No. 1
 - (2) 地域活動支援事業活動報告会について 資料 No. 2
 - (3) 令和2年度地域活動支援事業(安塚区)について 資料 No.3
 - (4) 安塚区地域協議会としての審議内容について
- 4 その他
- (1) 次回開催 令和 年 月 日()午後 時 開会
- 5 閉 会

安塚区地域協議会自主的審議事項の取組状況 「地域活動における人員不足について」

平成 29 年 3 月	灯の回廊を例に挙げ、イベントや道普請といった地域活動を行う際の運
十成 29 午 3 月	営スタッフの高齢化や人員不足について協議。
	地域活動の課題と今後の方策を共有することにより、自主的審議事項や
平成 29 年 11 月	地域活動支援事業の提案につなげていくために、地域活動の実施主体であ
	る町内会長等と意見交換を実施。
平成 29 年 11 月~	地域物業会内で、八利会に八かれて地域の細胞観池築築について物業
平成 30 年 2 月	地域協議会内で、分科会に分かれて地域の課題解決策等について協議。
亚出 20 年 2 日	各分科会で協議した結果、安塚区地域協議会での自主的審議事項として
平成 30 年 2 月	審議を開始することを決定。
	人員不足という課題に対して、①集落内の取組に関すること、②他団体
	との連携に関すること、③ボランティアに関することの3つの項目ごとに
亚比20年2日-	分けて協議。
平成 30 年 3 月~	具体的に共同作業をイメージするために、道普請等の共同作業、集落の
8月	まつりや行事、花木の植栽等の環境美化、レクリエーション(運動会、旅
	行等)といった4つの共同作業に分け、集落内でどういった取組ができる
	かワークショップのスタイルで協議を実施。
平成 30 年 12 月	地域の課題解決に対する認識の共有を図り、解決策の実行に繋げていく
平成 30 平 12 月	ために町内会長・自治会長と意見交換会を実施。
平成 31 年 4 月	意見交換会において協議した内容をまとめ、地域で課題解決に取り組む
平成 31 平 4 万	場合の手順を掲載し町内会長・自治会長へ提示。
	地域で人員不足の課題解決に向けて取り組んでいる団体から事例発表を
令和元年 11 月	いただき、町内会長・自治会長とで意見交換会を実施し、人員不足の課題
	解決策について共有を図った。
	地域協議会活動報告会・委員公募説明会において、安塚区地域協議会の
令和2年1月28日	活動報告を行った。活動報告の中で、自主的審議事項についても報告し、
17H 2 + 1 万 20 日	参加者へ人員不足という課題についてどのような実行策、解決策があるか
	提示した。
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	自主的審議事項を含む安塚区地域協議会の4年間の活動を掲載した地域
令和2年2月1日	協議会だよりを発行し、住民へ活動内容の周知を図った。

令和元年度上越市地域活動支援事業活動報告会 次第

日時:令和2年2月29日(土)

午後1時30分から

場所:安塚コミュニティプラザ 大会議室

1 開会の挨拶

2 活動報告

発表 順序	発表時間	事 業 名 (団 体 名)	
1	1:40~1:50	円平坊防災意識向上事業 (円平坊自治会)	
2	1:50~2:00	安塚 j r アルペンスキークラブ育成事業 (安塚スキークラブ)	
3 2:00~2:10		雪のふるさと安塚 P R 事業 (安塚商工会)	
4	2:10~2:20	(おぐろ町内会) 安塚区高齢者いきいき支援事業	
5	2:20~2:30		
	2:30~2:40	休 憩 ~10 分間	
6	2:40~2:50	和田自治会防災用具格納庫整備支援事業 (和田自治会)	
7	2:50~3:00	(安塚町内会) 安塚雪んこのびのび育成事業 (安塚小学校 PTA) 山のうえの雪まつり事業	
8	3:00~3:10		
9	3:10~3:20		

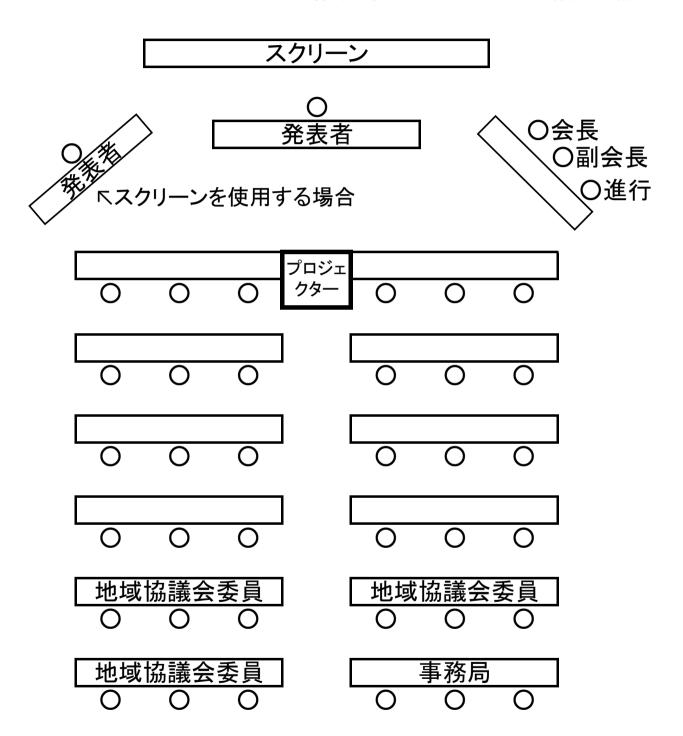
※上記時間には質問の時間等を含めるものとします。

(おおむね説明5分、質疑5分)

- 3 令和2年度上越市地域活動支援事業について
- 4 閉会の挨拶

令和元年度地域活動支援事業活動報告会会場レイアウト図(案)

会場:安塚コミュニティプラザ3階大会議室



[上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項]

安塚区版

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用 し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の 提案を、以下のとおり募集します。 奮って御応募ください。



■募集期間

令和2年4月1日(水)から4月28日(火)正午まで(必着)

■実施方法

- ~事業の内容~
 - ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。
- ~事業を提案できる方~
 - 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

- ※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。
- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業
- ※上記のほか、防犯灯のLED整備事業については、市の補助事業を活用するものとし、安塚区では地域活動支援事業の補助対象となりません。

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

≪ポイント!≫

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代等)
 - ② 応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃等)に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。)
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券(商品券、サービス券等)などの発行に係る経費(個人の私的な資産形成に当たる ものと捉えられるため、対象外とします。)
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末(3月31日)までに事業を完了(経費の支払を含む。)するとともに、安塚区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額

≪安塚区の予算(配分額)≫ 510万円

- ・ 地域自治区ごとの予算(配分額)の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 安塚区の補助率は原則補助対象経費の100%です。ただし、採択事業の補助金額の 総額が配分額を上回る場合や、事業内容、事業ごとのバランス等の理由により、補助率・ 補助金額を調整する場合があります。
- ・ 安塚区においては、補助金額は1件5万円以上、上限おおむね100万円とします。

<ポイント!≫

・補助金の額は 10,000 円単位(10,000 円未満の端数は切り捨て) とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■応募方法

・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料(団体の規約、見積書、図面など) と合わせ、安塚区総合事務所に持参してください。

<ポイント!»

- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、提案を予定している総合事務所、まち づくりセンターへ事前に御相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。)
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ&Aは、安塚区総合事務所の窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- 地域自治区ごとに、地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション(審査に先立ち行われる応募者による事業説明)を行います。
- 審査は次の視点をもとに行います。
- 実施された活動内容を発表していただく地域活動支援事業活動報告会を行います。

(1) 安塚区の採択基本方針

(1) 優先して採択する事業

- ・安塚区における豊かな地域資源を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、安塚区の地域活動資金については地域住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。
- ①行政と住民、NPOなど団体と住民が協働して取り組む、又は住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業
- ②地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の活性化に資する事業
- ③過疎対策、少子高齢化対策に資する事業
- ④中山間地域の活性化に資する事業
- ⑤克雪・利雪・親雪に資する事業
- ⑥良好な景観づくりに資する事業
- ⑦ごみの分別・リサイクル推進、環境保全に資する事業
- ⑧防災力の強化、自主防災組織等の活性化に資する事業
- ⑨安全安心のまちづくりに資する事業
- ⑩教育・文化・スポーツの振興に資する事業
- ⑪上記のほか、安塚区の喫緊の課題解決、活力の向上に資する事業

(2) その他の事業

・優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなど を考慮し採択する。

(2) 基本審查・共通審查

- 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。
- 安塚区では共通審査基準の委員全員の平均点が 15 点に満たない場合は不採択とします。ただし、採択事業の補助金額の総額が配分額に満たない場合は、平均点が 15 点に満たない事業であっても採択する場合があります。

≪共通審査の項目と視点≫

The part of the point.		
審査項目	審査の視点	
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用さ	
	れる見込みがあるか。	
	・全市的な方向性と合致しているか。	
	•提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	
	・地域の実情や住民要望に対応したものか。	
	・緊急性の高い提案事業であるか。	
	ほかの方法で代替できないものであるか。	
	• 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであ	
	り、その規模も必要な限度となっているか。	
3実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。	
	・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	
	・資金調達の規模や時期に無理はないか。	
4参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期	
	待できるものか。	
5発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか	
3	・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか	
	・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	

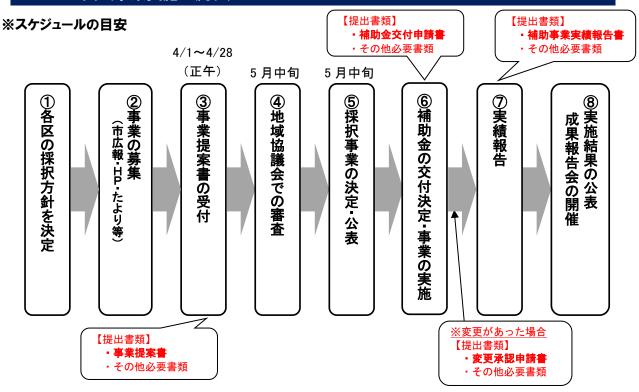
≪ポイント!≫

・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれ の結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考 え方は、安塚区総合事務所で御確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関 に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応 募される場合は、あらかじめ御了承ください。

■フロ一図(事業実施の流れ)



こちらまで御相談・御応募ください!

安塚区総合事務所 総務・地域振興グループ

電話 025-592-2003

募集期間中、応募・事業提案に係る相談を行います。事業内容や事業提案書等の作成 方法など、応募・事業提案に関することなど、お気軽に御相談ください。ただし安塚区で 実施する事業に限ります。

※事前に電話予約をお願いいたします。直接おいでになりますと長時間お待ちいただく場合があります。御協力をお願いします。

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細について御確認ください!



上 越 市

自治・市民環境部 自治・地域振興課(電話 025-526-5111 内線 1584)

※<u>この要項は、令和2年度の予算の成立を前提としたものです。今後、変更する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。</u>

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

NO.		項目	回答又は参考情報	
1	地:	或協議会名	•安塚区地域協議会	
	_	直し対象の項目について		
		(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について		
		①当該項目を運用の中でどのように反映したか		
		②対応の理由		
		②対応の理由		
		③上記を踏まえての課題や今後の検討事項		
		○上記を始またくの味趣でう後の使引事項		
		(2) 提案団体の自立化に向けた取組について		
			審査やプレゼンテーション時に必要に応じて確認した。	
		②対応の理由 [団体によって事情が異なり、一律の基準を設定しないこととしたため。	
			来年度も一律的な基準は設けず、審査やプレゼンテーションで確認し、必要に応じて付帯意	
			見等で自立化を促していく。	
		(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について	11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	
			地域協議会だよりや防災行政無線等の幅広い媒体で区内に広く周知を行った。地域協議会だよりでは、採択結果を掲載するだけではなく、事業の実施団体から事業内容を寄稿してもら	
			たよりでは、休が柏木で19戦りなだりではなく、季米の天旭団体が9季米円谷で前個して500円	
		U 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	昨年度の見直しで一律の基準設定はしないこととしたため、周知等に力を入れたことによるも の。	
			v ^v o	
		◎ 1 わき 除せきマの細胞 なん@ の払礼すび	コとはと田信さんだけた。人後も共用抗ち田原士法も打撃は刑ふかルと同てとして、前田虚	
			引き続き周知を行うほか、今後も効果的な周知方法や相談体制の強化を図ることで、新規案 件の掘り起こしにつなげていく。	
			TIVINDINGCOTC PISTINGT TO	
		 (4)ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化に・	のいて	
			提案書の受付時やプレゼンテーション等で活動に伴い購入が必要なものか確認をした。	
		②対応の理由 3	事業実施のために必要な備品等は、事業内容や団体によって事情が異なるため。	
		③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	引き続き委員の共通認識のもと、精査を行っていく。	
		(5) 追加募集実施に当たっての基準について		
		①当該項目を運用の中でどのように反映したか		
		②対応の理由		
		€\1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
		③上記を踏まえての課題や今後の検討事項		
		Carretting Commercial Devices of the Commerc		
		①当該項目を運用の中でどのように反映したか		
		②対応の理由		
		③上記を踏まえての課題や今後の検討事項		
L				
3	そ(D他		
		○日円配位		
	1			

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査 **資料**No3-2

NO.	項目		項目	記載例	
_				•○○区地域協議会	
2			対象の項目について 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について		
		(-)	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	審査・採択の際に、地域協議会の中で〇〇区にとって必要な事業を考慮しながら審査した結果、〇〇に資する事業が採択された。	
			②対応の理由	昨年度の見直しにおいて、一律の基準設定に支障があったことによるもの。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	〇〇区の課題解決や活力向上に資する事業を採択できていると考えるため、今後も審査時に真摯 に対応していく。	
		(2)	提案団体の自立化に向けた取組について		
			①当該項目を運用の中でどのように反映したか	提案事業が一過性の取組とならないよう、団体からのヒアリングの際に、来年度からの活動状況に ついて確認した。	
			②対応の理由	団体ごとに事情が異なることから一律の基準を設定せず、提案事業の審査時に案件ごとに内容を精査していくこととしたもの。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	来年度も一律の基準は設定せず、提案事業ごとに内容を確認することとしているが、例えば地域活動支援事業を活用した後、自立して活動を行っている団体を地域協議会だよりで取り上げるなど、各団体の自立化に向けた働きかけを行っていく。	
	-	(3)	新規案件の掘り起しに向けた取組について		
			①当該項目を運用の中でどのように反映したか	地域協議会だよりや総合事務所だより、防災行政無線等の幅広い媒体で区内に広く周知を行った。 特に地域協議会だよりでは、採択結果を掲載するだけではなく、事業の実施後に団体から活動内容 を寄稿してもらうなど、内容を工夫した。	
			②対応の理由	昨年度の見直しで一律の基準設定はしないこととしたため、周知等に力を入れたことによるもの。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	毎年、新規案件が提案されているため、来年度も統一的な基準設定は行わない予定である。今後も 効果的な周知方法や相談体制の強化を図ることで、新規案件の掘り起しにつなげていく。	
	ħ	(4)	ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化に		
			①当該項目を運用の中でどのように反映したか	活動に伴う備品の購入について、地域協議会のプレゼンテーションの中で提案団体に活用の方法等を確認し、レンタルで対応できないかどうかを確認した。	
			②対応の理由	事業実施のために必要な備品等は事業内容や活動団体によって異なることから、プレゼンテーションで案件ごとに確認することとしたもの。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	活動に必要と思われる備品について委員ごとの共通認識が異なり、審査に時間を要したため、審査前に共通認識を図る必要がある。	
	ŀ	(5)	追加募集実施に当たっての基準について		
		,	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	当初募集の審査が終了した段階で新規案件が〇件あったことから、協議の結果、新規案件の掘り起しが充分になされていると結論づけ、不要不急な事業への補助とならないよう追加募集を実施しなかった。	
			②対応の理由	当初募集の審査終了後に、採択状況や配分額の残額等に応じて協議・決定することとしたもの。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	年度替わりで役員が交代するなどの要因により、年度当初の募集期間に間に合わなかった団体があったため、地域団体等の状況も考慮する必要がある。	
	Ī	(6)	提案団体と関わりの強い委員による審査関与について	C	
			①当該項目を運用の中でどのように反映したか	事業の採択に当たり、審査前に地域協議会で十分協議して、各委員の審査への関与の可否を確認 した。	
			②対応の理由	現状の取扱いを維持することとしたため。	
			③上記を踏まえての課題や今後の検討事項等	これまでも各委員は公平に審査しており、不都合は生じていないため、今後も現状の対応を継続していく。	
3 -	その	他			
			○自由記述(補足等)		